



[ホーム](#) > [県政情報](#) > [広報](#) > [県政eしんぶん\(報道資料\)](#) > 滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場(旧RD最終処分場)に係る特定支障除去等事業実施計画に対する環境大臣の同意について



公開日: 2013年3月26日

滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場(旧RD最終処分場)に係る特定支障除去等事業実施計画に対する環境大臣の同意について

栗東市小野に(株)アール・ディエンジニアリングが設置した安定型最終処分場の跡地(旧RD最終処分場)において、産業廃棄物の不適正処分に起因して周辺地下水の汚染その他の生活環境保全上の支障を生じている問題について、県は、行政代執行により当該支障の除去等の事業を実施しています。

この事業は、本年度に実施した一次対策工事と平成25年度以降に着手する二次対策工事等に分割して実施することとしており、一次対策については、昨年6月7日に、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。)に基づく環境大臣の同意を得て、実施したところです。

県では、一次対策工事の実施と並行して二次対策工事等の実施計画(変更案)を作成し、環境省と協議を行っていたところですが、平成25年3月26日付けで、当該実施計画(変更案)についても産廃特措法に基づく環境大臣の同意を得ましたので、公表します。

1 概要

上記の生活環境保全上の支障については、県は平成20年度に不適正処分を行った者等に対して措置命令を発し、当該支障の除去および発生の防止のための措置を講ずるよう命じています。

しかし、当該措置は履行されず、また、履行される見込みもないことから、行政代執行により県が対策を講ずることとなりました。

この行政代執行の実施には多大の費用を要することから、県は、一次対策工事と同様、二次対策工事等についても産廃特措法に基づく国の財政措置を受けるため、二次対策工事等の内容を新たに追加した実施計画(変更案)に対して環境大臣の同意を得て、実施計画を定めるに至ったものです。

2 実施計画の内容(二次対策部分)

(1)変更後の実施計画の名称

滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画(平成24年度変更案)

(2) 計画期間

平成25年度から平成34年度末まで

(3) 対象地

栗東市小野7番地1 他33 筆

(4) 事業の目的

旧RD最終処分場において不適正処分された廃棄物に起因する地下水汚染の拡散防止等

(5) 事業の概要

- 1.支障等の原因となっている廃棄物等の掘削除去
- 2.浸透水の漏出防止のための廃棄物等と地下水帯水層が接している箇所の遮水
- 3.水処理施設の設置による浸透水の揚水・浄化
- 4.旧処分場の嫌気状態の解消のための浸透水水位低下措置
- 5.法面整形および覆土

(6) 事業費

約70億円

(7) 国による財政支援の内容

事業費の90パーセント以内の起債および当該起債額の50パーセントの交付税措置

3 関連資料

[PDF 実施計画〔平成24年度変更後〕1 \(PDF:2.991KB\)](#)

[PDF 実施計画〔平成24年度変更後〕2 \(PDF:2.771KB\)](#)

4 関連リンク

[特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法について\(環境省\)\(外部サイトヘリンク\)](#)
[最終処分場特別対策室](#)

お問い合わせ

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室
電話番号:077-528-3670
ファックス番号:077-528-4849
メールアドレス:df0001@pref.shiga.lg.jp

滋賀県庁: 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

[県庁各課等のお問い合わせ先一覧](#)

Copyright © Shiga Prefecture. All rights reserved.